



第31号

令和5年 5月15日

東ト協 適正化事業部

トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について ～行政監査及び巡回指導の強化～

トラック運送事業における輸送の安全を確保するとともに、ドライバーが安心して働ける環境を形成・維持していくため、令和5年4月から、法令遵守への意識が低く悪質な法令違反が常態化している事業者に対して、法令遵守を図るための措置が強化されることとなりました。

つきましては、**適正化実施機関による通常巡回指導において、総合評価が「D」または「E」となった事業者に対して**、以下のとおり行政監査及び巡回指導が強化されますので、会員事業者の皆様におかれましては、これまで以上に法令遵守に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

【行政監査の強化の概要】

(1) 行政監査の対象となる事業者（営業所）

- ① 総合評価が「D」または「E」となり、巡回指導日から3ヶ月以内に指摘事項について改善報告の無い（指摘事項の全てが未改善の場合を含む。）営業所
- ② 令和5年4月以降に実施する巡回指導の総合評価が3回連続で「D」または「E」となった営業所
- ③ 令和5年3月末時点において、直近の巡回指導の総合評価が過去3回連続「E」で推移している営業所（ただし、改善実施済の営業所を除く。）

(2) 対象となった事業者（営業所）への対応

- ① 原則として適正化実施機関から報告のあった日から6ヶ月以内に監査を実施する。
- ② 監査においては、巡回指導において「否」と判定された項目を重点事項として、特に「健康診断の実施、記録・保存」「健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険への加入及び納付」の状況は必ず調査することとする。

【巡回指導の強化の概要】

(1) 巡回指導の頻度について

総合評価が「D」または「E」となった事業者（営業所）については、**半年に1回巡回指導を実施することとする。**

ただし、改善報告が未提出や未改善の場合、また、総合評価が3回連続で「D」または「E」となった場合で、運輸支局等へ報告したものは除く。

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

（一社）東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009